

農地の賃貸借料情報をお知らせします

農地の賃貸借料を決める際の目安として、平成24年の市内各地域ごとの賃貸借料情報をお知らせします。

- 賃貸借料水準表は目安です。賃貸借料は、話し合いで決めてください。
- 最近では使用貸借（賃貸借料0円）が多くなっています。
- 耕作できなくなった農地については、「利用権設定による貸借」などにより、有効な活用をお願いします。

問い合わせ 農業委員会事務局（東条庁舎） ☎47-1405



農地の賃貸借料水準表（平成24年1月～12月）

円 / 1,000㎡あたり

地域	1区画当りの面積による区分	平均額	最高額	最低額	データ数(筆)
社地域	1,000㎡以上の田	7,900	13,000	3,000	164
	500㎡以上1,000㎡未満の田	8,600	13,000	3,000	70
	500㎡未満の田	7,000	13,000	1,000	38
	使用貸借の数(筆)	—	—	—	120
滝野地域	1,000㎡以上の田	9,200	10,000	5,000	28
	500㎡以上1,000㎡未満の田	7,900	10,000	8,000	13
	500㎡未満の田	6,500	10,000	5,000	9
	使用貸借の数(筆)	—	—	—	183
東条地域	1,000㎡以上の田	7,600	12,000	1,000	94
	500㎡以上1,000㎡未満の田	6,500	11,000	1,000	48
	500㎡未満の田	5,800	11,000	1,000	41
	使用貸借の数(筆)	—	—	—	83
加東市全体	1,000㎡以上の田	7,900	13,000	1,000	286
	500㎡以上1,000㎡未満の田	7,800	13,000	1,000	131
	500㎡未満の田	6,400	13,000	1,000	88
	使用貸借の数(筆)	—	—	—	386

消費生活相談窓口からのお知らせ

悪質な住宅修理サービスにご注意を

住宅修理サービスの訪問販売に関するトラブルが増えています。

例えば、突然自宅に訪問してきた事業者が、「台風で破損した屋根を、あなたが加入する保険の保障の範囲内で修理しないか」などと勧誘してきます。多くの事業者は、「保障の範囲内で修理するから自己負担はない」など、「無料」を強調します。中には、「保険金の請求を代行する」というサービスを、住宅修理サービスと一連の契約として、結ばせようとする事業者もいます。

そして、契約した後に、「契約時に契約書面に署名したが、控えをもらえなかった」「解約すると言ったら、保険金の半額を請求された」「代金として保険金全額を前払いしたが、着工してくれない」などのトラブルが発生しています。なかには、「損傷は経年劣化によるものだが、保険会社には自然災害が原因という理由で申請するように」と、虚偽の報告を勧める悪質な事業者もあります。

「消費者へのアドバイス」

- ① 必要のない勧誘はきっぱりと断りましょう。
- ② 契約している保険の内容を十分確認したうえで、事実に基づいた保険金の請求をしましょう。分からない場合は、保険会社等に相談しましょう。
- ③ 複数の修理業者から見積もりを取り、慎重に判断しましょう。
- ④ 工事着工前に代金を全額前払いするのはやめましょう。
- ⑤ 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、クーリング・オフができます。

困ったときは、すぐに消費生活相談窓口（滝野庁舎）に相談しましょう。

問い合わせ

加東市消費生活相談窓口

（滝野庁舎生活課内）

☎ 48・3528

